

## 33. 大企業の一定の税額控除制度の適用要件の見直し

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に積極的でない大企業に対しては、一定の税額控除を認めないようにする。本改正によって、より企業にキャッシュアウトを促すよう見直すものである。

#### (2) 内容

大企業(中小企業者等以外)の研究開発税制その他一定の税額控除制度を不適用とする措置に係る要件のうち、国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の10%超としていたところ、当期償却費総額の30%超とする。

研究開発税制その他一定の税額控除は以下の通りである。

- ・研究開発税制に係る税額控除
- ・地域未来投資促進税制に係る税額控除
- ・5G投資促進税制に係る税額控除(新設)

#### (3) 適用時期

適用時期は大綱からは不明である。

### 2. 改正の趣旨・背景

積極的な投資や賃上げなどの重要性は、これまでの累次の与党税制大綱で指摘されてきたところであるが、企業におけるいわゆる内部留保、特に現預金はいまなお増加してきている。

そこで、企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に積極的でない大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置を強化することで、キャッシュアウトを促すよう見直すものである。

### 3. 改正の内容

#### (1) 制度の概要と税額控除を不適用とする措置に係る要件の改正前後の比較

大企業(中小企業者等(※1)以外)について、次の①～③の要件のいずれかを満たせば研究開発税制その他一定の税額控除を受けることができる。

設備投資に関する要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の10%超としていたところ、当期償却費総額の30%超とする。

項目		改正前	改正後
税額控除を不適用とする措置に係る要件	①	所得に関する要件 当期所得 ≤ 前期所得	同左
	②	賃上げに関する要件 継続雇用者給与等支給額(※2) > 継続雇用者比較給与等支給額(※3)	同左
	③	設備投資に関する要件 国内設備投資額(※4) > 当期償却費総額(※5) × 10%	国内設備投資額 > 当期償却費総額 × <u>30%</u>

(※1) 中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数等の3分の2以上を所有されている法人を除く)

② 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

なお、2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度においては、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当するものは除かれている。

(※2) 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者(法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のものをいう。)に対する適用年度の給与等の支給額をいう。

(※3) 継続雇用者比較給与等支給額とは、法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額をいう。

(※4) 国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等をした国内資産でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

(※5) 当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認容額を除く。)の合計額をいう。

研究開発税制その他一定の税額控除は、以下の通りである。

研究開発税制その他一定の税額控除		制度の概要
研究開発税制	試験研究費の総額に係る税額控除(総額型)	5. 参考(2)参照
	特別試験研究費の額に係る税額控除(オープンイノベーション型)	5. 参考(3)参照
地域未来投資促進税制に係る税額控除		5. 参考(4)参照
5G投資促進税制に係る税額控除(新設)		36.5G投資促進税制のページ参照

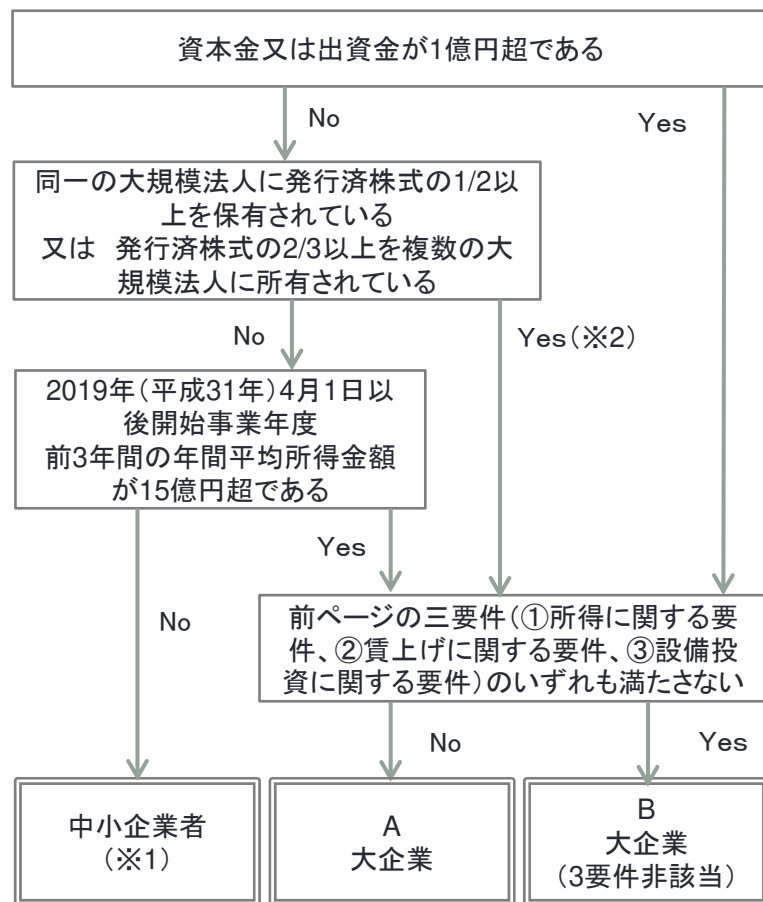
### 4. 適用時期

大綱からは不明である。

## 5. (参考)(1)大企業(中小企業者以外)についての企業区分の判定フローチャートと、企業区分ごとの税額控除制度の適用の有無

大企業(中小企業者以外)についての企業区分の判定フローチャートと、企業区分ごとの税額控除制度の適用の有無は以下の通りである。

### ①税額控除の適用対象となる企業区分の判定フローチャート



(※1) 中小企業者はこの税額控除制度の適用の有無の判定に含めていない。  
(※2) 事業承継ファンド該当事業者はこの判定フローチャートには含めていない。

### ②税額控除制度の適用の有無

租税特別措置法の税額控除制度(※1)	A: 大企業	
	B: 3要件非該当	
研究開発税制 (総額型、オープンイノベーション型)	○	×
地域未来投資促進税制	○	×
5G投資促進税制	○	×
賃上げ・投資促進税制	○	○

(※1) 中小企業者はこの税額控除制度の適用の有無の判定に含めていない。  
(※2) 事業承継ファンド該当事業者はこの判定フローチャートには含めていない。

## 参考(2)試験研究費の総額に係る税額控除(総額型)

### 【制度の概要】

各事業年度において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度である。

### 【税額控除額】

税額控除額 = 試験研究費の総額 × (税額控除率(※1) × (1+控除割増率))  
( (税額控除率 × (1+控除割増率)) の下限6%~上限14%)

〈試験研究費 > 平均売上金額 × 10% の場合〉  
控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5  
(控除割増率は10%を上限とする)

(控除上限額)  
法人税額 × 25%

〈試験研究費 > 平均売上金額 × 10% の場合〉  
【控除上限額の上乗せ措置】  
法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2  
(最大10%)

(※1)税額控除率の計算式は以下のとおりである。

- ・増減試験研究費割合(※2) > 8% : 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3
- ・増減試験研究費割合 ≤ 8% : 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175(下限:6%)
- ・「設立事業年度であるとき」又は「比較試験研究費(※3)の額が零であるとき」 : 8.5%
- ・試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、上記で計算した税額控除率に、税額控除率 × 控除割増率で算出した率を上乗せする。

(※2) 増減試験研究費割合 = 増減試験研究費の額(※4) ÷ 比較試験研究費

(※3) 比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額

(※4) 増減試験研究費の額 = 試験研究費の額 - 比較試験研究費

## 参考(3)特別試験研究費の額に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)

### 【制度の概要】

各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額(その事業年度において「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」の適用を受けた特別試験研究費の額を除く。)がある場合に、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度である。

### 【税額控除額】

税額控除額 = 特別試験研究費 × 20%又は25%又は30%

#### 税額控除率30%適用の対象

- ・ 特別研究機関等と共同して行う試験研究で、要件を満たすもの
- ・ 大学と共同して行う試験研究で、要件を満たすもの
- ・ 特別研究機関等に委託する試験研究で、要件を満たすもの
- ・ 大学等に委託する試験研究で、要件を満たすもの

#### 税額控除率25%適用の対象

- ・ 研究開発型ベンチャー企業(※1)との共同研究
- ・ 研究開発型ベンチャー企業への委託研究

#### 税額控除率20%適用の対象

- ・ 主に特定の民間中小企業者等に委託する・または共同で行う試験研究で要件を満たすもの
- ・ 委託研究で、一定の要件(※2)を満たすもの
- ・ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定医薬品等に関する試験研究(※3)

(控除上限額)  
法人税額 × 10%

(※1) 「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部に同法の認定ベンチャーファンドが出資しているものをいう。

(※2) 一定の要件を満たす企業間の委託研究である必要があり、委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること又は委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること、その他の要件を満たす必要がある。

<要件を満たす民間企業等に対する委託研究に関する留意点>

- ・ 委託する試験研究が委託法人の工業化研究に該当する場合には、その試験研究が受託者の知的財産等を利用するものである必要がある
- ・ 改正前では大企業への委託研究は対象外とされているが、一定の要件を満たせば大企業に対する委託研究も対象範囲となる

(※3) 常時使用従業員数が1,000人以下の企業等が対象とする。

## 参考(4) 地域未来投資促進税制に係る税額控除制度

### 【制度の概要】

青色申告書を提出する法人で承認地域経済牽引事業者であるものが、地域未来投資促進法の施行の日(2017年(平成29年)7月31日)から2021年(令和3年)3月31日までの期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定地域経済牽引事業施設等を構成する新品の機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「特定事業用機械等」という。)を取得し、その事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。)に、税額控除を認める制度である。

適用対象設備	一の承認地域経済牽引事業計画に定められた特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等で、その取得価額の合計額が2,000万円以上のもの
適用要件	<p>認定された事業計画に基づき、特定事業用機械等を取得等し、事業の用に供すること (適用投資額の上限:80億円)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>地域経済牽引事業計画について(地域未来投資促進法の要件)</p> <p>(1)都道府県の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の特性を活用していること</li> <li>②高い付加価値を創出していること</li> <li>③地域の事業者に対する相当の経済的効果を有すること</li> </ul> <p>(2)主務大臣の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①先進性を有すること(有識者で構成される第三者委員会で評価)(※1)</li> <li>②総投資額が2,000万円以上であること</li> <li>③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること(地方自治体が事業者として参画する場合を除く)</li> <li>④対象事業の売上高伸び率(%)<math>\geq</math>過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%)<math>+5\%</math> かつ、対象事業の売上高伸び率(%)がゼロを上回ること</li> </ul> <p>(※1)2017年(平成29年)7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた場合においてその計画承認日が特定非常災害発生日から5年を経過していないときは、先進性に関する基準を満たすものとする</p> </div>

### 【税額控除額】

適用対象設備	機械及び装置、器具備品	建物、建物附属設備、構築物	
税額控除率	4%又は5%(※2)	2%	(※2)付加価値要件を満たす場合であり、付加価値要件とは、前事業年度の付加価値額(=営業利益+給与総額+租税公課)が前々事業年度より8%以上増加していることをいう。
	控除上限額: 法人税額 $\times 20\%$		